

みなとタバコルール指導等業務委託事業候補者選考基準

1 基本的事項

区では、「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」（平成9年港区条例第42号）で、区内で暮らす人や働く人、訪れる人など全ての人が守るべきルールとして「みなとタバコルール」を定めています。

これまで、区内全域を対象として、公共の場所（指定喫煙場所を除く。以下同じ。）で歩行・路上喫煙を行う者に対し指導を行うとともに、路上喫煙等を助長したり、公共の場所にたばこの煙が流れる要因となる灰皿等を設置する事業者等に「みなとタバコルール」の周知啓発を行ってきました。

今後も、屋外の公共の場所での喫煙による迷惑を防止し、誰もが快適に過ごせるまちの実現に向け、区内全域を対象とする広域的・連続的な巡回指導と、特に重点的に指導を実施する必要のある区域での一定期間継続的な指導をより一層効果的に実施していく必要があります。

本業務を行う事業者は、警備業法（昭和47年法律第117号）における都道府県公安委員会の認定を受けている業者であり、以下の要件を満たす事業者であることとします。

- (1) 地方公共団体等からの依頼による歩行・路上喫煙防止のための巡回指導業務等の豊富な実績とノウハウを有しているとともに、業務の目的や「みなとタバコルール」について正確に理解し、業務遂行への意欲を十分に有していること。
- (2) 実務経験者等の必要な人材を確保するとともに、本業務に必要な業務遂行体制を備えていること。
- (3) 本業務の目的を十分に理解し、地区ごとの現状と地域特性を把握したうえで、状況を改善させるための手法を明示し、確実に実施できる能力を有すること。

2 審査の実施方法

プロポーザルの審査を公正に行うため、みなとタバコルール指導等業務委託事業候補者選考委員会を設置し、第一次審査及び第二次審査を実施します。審査は点数化して評価します。第一次審査及び第二次審査の結果を総合的に判断し、最も優れていると認められる1者を事業候補者として選考します。なお、当該事業者が辞退や参加資格要件を欠くなどした場合は、次点の事業者を事業候補者として選考します。

(1) 第一次審査（書類審査）

参加資格条件を確認し、条件を満たしている事業者について、書類審査を実施します。なお、提案内容には法人の秘密に関する事項が含まれているため、審査は非公開で行います。第二次審査に進む第一次審査合格者を3者程度決定します。

第一次審査結果は、令和7年3月4日（火）までに、提案書を提出した全ての事業者にメールで通知します。

(2) 第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

第一次審査で選考された事業者に対し、第一次審査用企画提案書に基づき、プレゼンテーション及びヒアリングを行います。なお、提案内容には法人の秘密に関する事項が含まれているため、審査は非公開で行います。所要時間は、30分程度です。

（説明10分、質疑20分程度）。

プレゼンテーションでは、パソコンを使用することができます。プロジェクト及びスクリーンは区で用意しますが、パソコンは各参加者が持参してください。なお、第二次審査の際は、参加申込書で記載された担当者のほか、本業務の全体について最も精通している、仕様書に定める業務実施責任者（副責任者がいる場合は、副責任者）も同席してください。

なお、追加資料の配布は、区が別に指定する場合以外は認めません。

ア 実施日時

令和7年3月10日（月）

イ 実施場所

港区役所 ※一次審査通過事業者に開始時間及び会議室名を別途通知します。

ウ 結果通知

令和7年3月14日（金）までに、第二次審査参加者全員に、メールで通知します。

エ 審査結果の公表

第一次審査及び二次審査の結果については、契約締結後、港区ホームページで公表します。なお、事業者名は最終的に選考した事業候補者のみを公表します。

3 評価項目及び評価視点

（1）第一次審査

主な評価項目	主な評価視点	該当様式
業務実績について	・参加資格を満たし、業務遂行に必要な実績とノウハウを有しているか。	様式4
専任性について	・業務実施責任者又は副責任者が他の業務（案件）を担当せず、本件について専任となっているか。	様式5
業務に対して基本的な考え方、取組姿勢	・業務の目的を正確に理解し、十分な意欲を有しているか。 ・課題を共有する関連業務との連携が可能か。	様式6
人材確保等について	・実務経験者等適切な人材を確実に確保できるか。 ・業務従事者に対し、十分な教育を実施する体制を有しているか。	様式7
実施体制について	・業務を確実に履行できる指導体制、管理体制及び連絡体制を有しているか。 ・業務目的の達成に向け、必要な実施体制とその柔軟性を明確に示しているか。 ・緊急時の対応及び関係機関との連携が適切に行えるか。	様式8
各地区における巡回指導班（機動班含む）の配置及び活動内容案について	・各地区及び各班の特性を踏まえ、効果的かつ柔軟な質の高い指導・啓発が実施可能な提案となっているか。 ・新橋駅周辺における夜間繁華街対策について、他業務との情報共有、連携方法が明確に示されているか。	—
区の喫煙環境の課題及び課題解決に向けた活動内容案について	・区の特性や喫煙者の動向等を正確に把握・分析し、課題解決に向けて適切かつ実現可能な提案となっているか。	—

地域貢献活動項目の有無	—	—
見積価額	—	—

(2) 第二次審査

主な評価項目	主な評価視点
業務趣旨の理解	・本事業の目的を的確に理解した提案がなされているか。
提案の実現性	・提案内容は本業務の目的を達成することができる実現性が高いものとなっているか。 ・業務責任者等が本業務に必要な経験を十分に持ち、また経験を生かした業務の遂行が期待できるか。
提案の発展性	・状況の変化に合わせて提言を行うなど、本業務の将来性、創造性、発展性がうかがえる提案がされているか。
理解・回答力	・委員からの質問の意図・目的を理解し、的確かつ信頼できる内容で、評価できる回答がなされたか。
取組意欲	・業務実施への積極的な意欲がみられ、柔軟性に富んだ誠実な遂行が期待できるか。

※第一次審査及び第二次審査のそれぞれの満点の60%を基準点（最低ライン）として設定しています。

※一次審査と二次審査の配点比率は、おおよそ2:1

4 地域貢献活動項目の評価と提出書類について

(1) 区内事業者優遇

港区では、区が発注する契約において、区内事業者の受注機会の拡大を図る取組を推進しており、区外事業者がプロポーザルに参加する場合、「区内事業者と共同すること」を参加条件としています。

区内事業者が単独で参加したとき、又は、区内事業者と区外事業者で共同事業体を構成して参加した場合に代表企業が区内事業者であるとき、一次審査において、評価を優遇します。

共同事業体を構成する（代表企業ではない）構成員のみ区内事業者であった場合、または、やむを得ず、区外事業者のみで参加申請する場合は、加点対象となりません。

- 共同の方法：複数事業者による共同事業体の結成
- 共同事業体を構成する（代表企業ではない）構成員のみ区内事業者であった場合、また、区外事業者のみで参加申請する場合：区内事業者優遇措置（事務局採点項目の配点5%加点）の対象となりません。

共同事業体を結成し、参加申請する場合、適切な共同事業体の名称を設定の上、代表事業者を定め、単独で参加申請するために必要な提出書類に加え、次の書類を提出してください。

共同事業体を構成する全ての事業者が別に示す参加資格に該当することが必要です。代表事業者及び構成事業者の変更は原則として認めません。

- (1) 共同事業体構成書
- (2) 共同事業体協定書兼委任状
- (3) 委任状（代理人が契約権限を有する場合のみ）

なお、虚偽申請等不正行為が発覚した場合は、事業候補者の取消、指名停止（登録事業者のみ）等のペナルティを課します。

【区内事業者として扱う事業者】

- ・登記簿上、区内に本店を置き、営業する事業者（「港区の競争入札参加資格登録」を参加資格要件としない場合、入札参加資格登録の有無は問わずに区内事業者として扱うことが可能。）
- ・港区における競争入札参加者の選定に係る区内事業者の認定基準（平成25年3月14日港総契第2801号）に該当し、区の認定を受けている区内事業者（登記簿上の本店所在地は区外に置いているが、事実上の本店所在地を区内に置き営業を行う事業者、または、区内に契約権限を有する代理人を設置し、支店又は支社等の営業所を置き営業を行う事業者）

【区内事業者として扱わない事業者の例】

支店①は、港区における競争入札参加者の選定に係る区内事業者の認定基準（平成25年3月14日港総契第2801号）で定める区内事業者として認定されているが、港区内外に所在地を置かない本店又は支店②として申込みがあった場合（共同事業体の構成員である場合も含む）

（2）ワーク・ライフ・バランス推進企業の評価について

港区では、企業のワーク・ライフ・バランスのより一層の推進を図るため、「ワーク・ライフ・バランス推進」を、プロポーザル選考一次審査における加点項目としています。

複数の認定を受けている場合には、いずれかについて評価対象とします。なお、小数点以下は切上げとします。

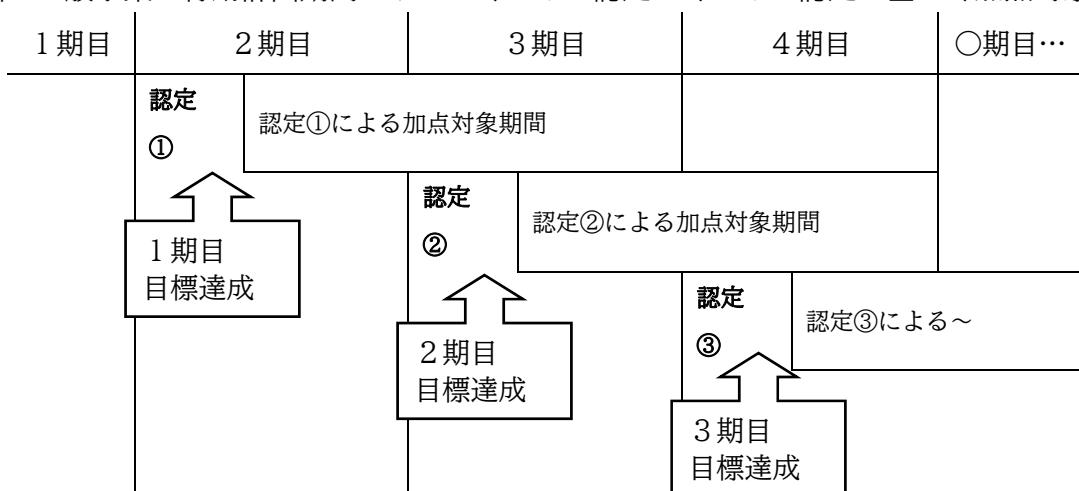
評価条件及び提出書類については、以下のとおりです。

○評価条件及び提出書類

評価条件	提出書類
港区が認定する「港区ワーク・ライフ・バランス推進企業」として認定を受けている場合	認定通知等の写し
東京都（産業労働局）が認定する「東京ライフ・ワーク・バランス認定企業」として認定を受けている場合	認定通知等の写し
国（厚生労働省）が認定する「子育てサポート企業」として認定（トライくるみん認定・くるみん認定）を受けている場合で、かつ、プロポーザル参加申請時において、くるみん認定日における行動計画又はその次期行動計画の期間内であること（下記図参照）	認定通知等の写し及びプロポーザル参加申請現在の次世代育成法に基づく一般事業主行動計画の期間（年数）を確認できる書類写し等

国（厚生労働省）が認定する「子育てサポート企業」として特例認定（プラチナくるみん認定）を受けている場合	認定通知等の写し
国（厚生労働省）が認定する「女性活躍推進企業」として認定（えるぼし認定又はプラチナえるぼし認定）を受けている場合で、かつ、プロポーザル参加申請時において、認定日における行動計画期間内であり、適切に情報公表を行っていること	認定通知書等の写し及びプロポーザル参加申請日現在の一般事業主行動計画の期間（年数）を確認できる認定申請書類写し等
国（厚生労働省）が「女性活躍推進企業」として評価する「えるぼし認定（または、プラチナえるぼし認定）」を受けている場合で、かつ、プロポーザル参加申請時において、認定日における行動計画期間内であり、適切に情報公表を行っていること。	認定通知等の写し及びプロポーザル参加申請現在の一般事業主行動計画の期間（年数）を確認できるえるぼし認定申請書類写し等

図 一般事業主行動計画期間とトライくるみん認定・くるみん認定に基づく加点対象期間



(3) 障害者雇用の評価

港区では、障害者の雇用を促進するため、「障害者雇用の評価」を、プロポーザル選考一次審査における加点項目としています。

評価条件及び提出書類については、以下のとおりです。

○評価条件及び提出書類

評価条件	提出書類
障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に規定する法定雇用障害者数以上の障害者雇用がある場合	障害者雇用状況報告書の写し

(4) 環境配慮に対する評価

港区では、事業運営における環境配慮を促進するため、「環境配慮に対する評価」を、プロポーザル選考一次審査における必須加点項目としています。

ISO(国際標準化機構)14000 シリーズの 14001、一般財団法人持続性推進機構認証のエコアクション 21、一般社団法人エコステージ協会認証のエコステージ（ステージ 2 以上の認証に限る。）、特定非営利活動法人環境機構認証の KES・環境マネジメントシステム・スタンダード(ステップ 2 以上の認証に限る。) 又は港区が認定する MINATO 再エネ 100 電力利用事業者の認定のうち、いずれかの認証又は認定を取得し、現在も登録をしている場合は、認定書等の写しをご提出ください。

複数について認証又は認定を受けている場合、いずれかについて評価対象とします。

(5) 災害協定活動に対する評価

港区では、災害時における協定の締結がある場合又は区と災害時における協定の締結がある団体の構成員である場合、プロポーザル選考一次審査における加点項目としています。

区と締結している協定書の写しをご提出ください。

5 募集方法および審査方法

- (1) 公募型プロポーザル方式により審査を行います。
- (2) 令和7年1月17日（金）に、港区公式ホームページに公募記事を掲載します。
- (3) 令和7年2月14日（金）午後5時をプロポーザル参加表明書・企画提案書等の提出期限とします。締め切り後、参加表明事業者から提出された企画提案書等について審査を行い、事業候補者を決定します。
- (4) 審査は、第一次審査、第二次審査を行います。第一審査では、提出された企画提案書等に基づき、上記3（1）記載の評価項目等について評価をします。

なお、応募事業者が多数のときは、第一次審査で合計点数の高い3者程度を選考します。第二次審査では、事業者によるプレゼンテーションを行い、企画・提案の詳細についての説明を受けた後、本業務目的の理解度・実現性・意欲等について総合的に評価を行い、1者を選考します。

6 審査結果の公表等

- (1) 選考終了まで、選考委員名は公表しません。
- (2) 審査結果は全参加事業者に文書で通知します。
- (3) 第一次審査及び第二次審査の結果については、事業候補者との契約締結後、令和7年4月1日（火）以降に、港区公式ホームページに公表します。なお、事業者名は最終的に選考した事業候補者のみを公表します。